平成２９年（再イ）第１４１号

福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎287番地の２

再生債務者　河野　瑞穂

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月20日まで

平成30年２月27日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第８５号

広島県山県郡北広島町大塚539番地

再生債務者　堀田　　勉

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月26日まで

平成30年２月26日

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１４号

鹿児島県霧島市隼人町神宮１丁目20番11号

再生債務者　森　　龍司

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月27日まで

平成30年２月27日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２９年（再イ）第３５号

兵庫県明石市藤江2028番地の86

再生債務者　岩坂　悦志

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで

平成30年２月27日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第８号

熊本県玉名郡南関町大字相谷1677番地

再生債務者　藤重　克介

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年２月26日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（再イ）第３３３号

神奈川県大和市西鶴間２丁目26番４―422号

再生債務者　千葉　君夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年２月27日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第７号

名古屋市港区宝神４丁目1002番地　マインシュロスⅢ103号

再生債務者　大城　和彦

1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月２日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第１６号

仙台市宮城野区東仙台４丁目２番62号　サマックス・アンジュハウス205

再生債務者　高橋　雅美

1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月９日から平成30年４月23日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

福島市東中央１丁目34番地の１　第一三輪コーポ201

再生債務者　黒澤　保夫

1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月９日から平成30年４月23日まで

福島地方裁判所

平成３０年（再ロ）第１１号

大阪府大阪市鶴見区今津北５―16―７　住民票上の住所　大阪市鶴見区今津北５丁目６番21号

再生債務者　小村　勇樹

1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月29日から平成30年４月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第６号

兵庫県西宮市東山台４丁目５番地16

再生債務者　坂上　政勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月19日まで

平成30年２月26日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第１１号

千葉県我孫子市台田４丁目４番50―608号　エステ・スクエア北柏壱番館

再生債務者　黒田　　長

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月23日まで

平成30年２月23日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

宮城県大崎市古川小野字下蝦沢67番地

再生債務者　渡邊　裕也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月27日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２９年（再ロ）第１００４１号

東京都江戸川区瑞江２―５―１―609（住民票上の住所）茨城県ひたちなか市大字津田2031―343

再生債務者　鈴木　　聡

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成30年２月23日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載日付　平成三十年一月二十五日

掲載頁　六十一頁（号外第十五号）

平成三十年三月七日

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北河原三三番地

（甲）アイ・コーティング株式会社

代表取締役　市場　弘一

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組和男六番地

（乙）市場金糸株式会社

代表取締役　市場　弘一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社聘珍樓スニ（住所横浜市中区山下町一五七番地三シダーハウス二階）に対して当社の横濱本店において行うハム事業に関する権利義務を承継させることについてしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載日付　平成三十年二月二十六日

掲載頁　二十八頁

平成三十年三月七日

横浜市港北区新横浜二丁目二番地八

株式会社聘珍樓

代表取締役　林　　衛